

(介護予防) 通所リハビリテーション事業運営規程

(事業の目的)

第1条 指定居宅サービス事業所「三重県身体障害者総合福祉センター」が行う（介護予防）通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護者に対し、適正なりハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、要支援・要介護状態の利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、適正なりハビリテーションを提供する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町、指定居宅介護支援事業者、介護サービス実施機関との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

法人名	社会福祉法人 三重県厚生事業団
事業所名	三重県身体障害者総合福祉センター
所在地	三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
指定番号	2410505347

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業にかかる職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員） 医師1名が兼ねる。
管理者は職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2) 従業員 2名（常勤職員） 理学療法士1名 作業療法士1名
他の職員と連携し、利用者の心身の機能評価や計画を立案し、適切なりハビリテーションを提供する。

(営業日及びサービス提供時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。
- (2) 営業時間 8時30分～17時15分とする。
- (3) サービス提供時間 8時45分～11時55分（火曜日・木曜日のみ）
13時10分～16時20分（月曜日から金曜日）

(利用定員)

第6条 利用定員は、要支援・要介護の利用者を合わせて1単位10人とする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施範囲は主として旧津市の区域。

(リハビリテーションの内容及び費用)

第8条 リハビリテーションの内容は医師と共に作成した、通所リハビリテーション計画書に基づき実施する。入浴、送迎、食事サービスは実施しない。

2 利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時は、その額の法令等で定められた負担割合とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスの利用開始にあたっては、利用契約書・重要事説明書・個人情報使用同意書を利用者又はその家族に説明し、双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。

2 利用にあたって、体調不良によりリハビリテーションに適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(個人情報の保護)

第10条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。個人情報を用いる場合は同意を、あらかじめ文章により得る。事業所の従業員でなくなった後においても秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

(事故等における対応方法)

第11条 事業所は、利用者へのリハビリテーションの提供により事故等が発生した場合は、利用者に対して必要な措置を行うと共に、利用者の家族、利用者の居宅介護支援事業所や市・町に報告を行う。

2 利用者へのリハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害時、災害対策マニュアルに基づき避難・救出を行う。防災訓練は、消防計画に基づき年1回実施する。

(苦情処理)

第13条 事業所は、利用者又は家族からのサービスに関する苦情や相談に迅速かつ適切に対応するため、事業所内に苦情相談窓口を設置し、解決に向けて調査の実施、改善の措置を講じ、利用者又は家族に説明する。

(虐待の防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するために、次のとおり行うものとする。

- (1) 定期的に虐待防止委員会を開催し従業員に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための研修を定期的に開催する。
- (4) 適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に従業員または利用者の家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市・町に通報するものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、設備及び備品や利用者に使用する食器や飲用水等について衛生的な管理に努める。

2 事業所は、感染症が発生し、まん延しないように次のとおり行うものとする。

- (1) 定期的に感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し従業員に周知徹底する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に開催する。

3 事業所は、感染症の予防及びまん延しないように適切な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営にかかる留意事項)

第17条 事業の社会的使命を十分認識し、常に従業員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が別に定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 14 年 8 月 1 日一部改訂

平成 15 年 4 月 1 日一部改訂

平成 17 年 4 月 1 日一部改訂

平成 18 年 4 月 1 日一部改訂

平成 20 年 6 月 1 日一部改訂

平成 23 年 4 月 1 日一部改訂

平成 30 年 8 月 1 日一部改訂

令和 5 年 8 月 1 日一部改訂

令和 6 年 6 月 1 日一部改訂